

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年燕市
条例第45号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

(燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年燕市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

第2条 燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。